

西尾勝先生・新藤宗幸先生を偲んで

北海学園大学法学部教授
公益社団法人北海道地方自治研究所理事長
佐藤克廣

本年三月、西尾勝先生、新藤宗幸先生の訃報が相次いで報じられました。両先生への追悼の言葉を個人的な思いも含めて申し述べますことをお許しいただきたいと存じます。

西尾勝先生のご名声ご活躍は申し上げるまでもありません。私が初めて西尾先生の研究室に伺つたときは、とある要件で西尾先生の警咳に接したときでした。緊張のあまりコチコチになつていた私を優しい笑顔で向かい入れ、心構えなどをお話しただいたことは忘れられません。その後も、何度か個人的にお話をいただきました。

西尾先生には、北海道地方自治研究所の活動にもご協力いただきてきました。古くは、一九七六年八月釧路で開催された「第四回現代地方自治講座」で、日本国憲法と地方自治に関する貴重なご講演をいただきました。その内容は、日本国憲法の英語版を参照しつつ、從来の大陸法系からの解釈を超えた、アメリカ型地方自治に基づく憲法の解釈可能性を示す画期的なものでした。西尾先生

は、私見に過ぎないとして講演内容の公開を躊躇されておられましたが、問題提起の銳さゆえに、当時の研究員の手により一九七七年五月『憲法と地方自治』と題する小冊子にまとめられました。

西尾先生の校閲を経ていない私家版とはいえ、研究所第二代理事長十亀昭雄先生は「この冊子に書かれている自治の解釈は極めて納得のいくもので、これ以上の自治の解釈書はない」と絶賛しておられました。もちろん、私自身もこの小冊子で多くのことを学びました。

また、西尾先生には、北海道地方自治研究所の五〇周年記念講演をお願いし、快くお引き受けいたしました。二〇一八年五月三一日に開催された記念講演では「国会の立法権と地方自治—憲法・地方自治法・自治基本条例」の演題で、自治基本条例を自治体の最高規範として国に認めさせる方策がどの程度まで実現可能かといった視点からご講演いただきました。講演内容は、二〇一八年九月、北海道自治研ブックレットNo.6『国会の立法



2018年5月31日、公益社団法人北海道地方自治研究所設立50周年記念講演会において

権と地方自治 憲法・地方自治法・自治基本条例として、公人の友社より発刊されました。

このブックレットで、ようやく前記『憲法と地方自治』を西尾先生の快諾を得て掲載できることになりました。憲法と地方自治の関係について、

西尾先生のご見解を紹介したくても典拠を示すことができないもどかしさが解消されたのは非常に喜ばしいことでした。

西尾先生が精魂を傾けられた地方分権改革は、先生ご自身が未完の改革とされたように、日本の政府構造の大きな課題として後世に受け継がれて



2017年6月14日、公益社団法人北海道地方自治研究所第53回定期総会記念講演会において

いかなければなりません。時代とともにその課題は変化していくものと思われますが、自治を根付かせようとする西尾先生の強いご意志を我々も微力ながら追求していく決意を改めて心に刻みたいと思います。

西尾勝先生との関係も深く、やはり地方自治発展に大きく精魂を傾けておられた新藤宗幸先生の訃報も三月に報道されました。新藤先生に初めて

お目にかかるたのは、私が大学三年生の時でした。颯爽と語られる新藤先生に圧倒されたことを覚えています。その後もさまざまな場面で貴重なアドバイスをいただきました。

新藤先生は、アメリカ合衆国の政府間財政調整関係を綿密に分析され、最初の単行本『アメリカ財政のパラダイム 政府間関係』（新曜社、一九八六年）を著わしておられます。日本とは異なる多段階政府の構造をもつアメリカ合衆国の財政関係の分析は、新藤先生にとっては、日本の財政分析にとつても留意されるべきものに見えていたようです。その後、数多くのご著書で、幅広く日本の課題に警鐘を鳴らしてきました。自治の分野では『市民のための自治体学入門』（筑摩書店、一九九四年／ちくま学芸文庫、一九九六年）や『日曜日の自治体学』（東京堂出版、二〇一三年）など、生活の場面での自治のあり方を発信する著作やコメントを発表されてきました。近年では、二〇一二〇年に『新自由主義にゆがむ公共政策—生活者の

ための政治とは何か』（朝日選書）を、二〇一二年一二月には『権力にゆがむ専門知—専門家はどう統制してきたのか』（朝日選書）を上梓されました。どちらも、生身の人々にとつて政治の果たす役割の大きいこと、それが歪められていてことに警鐘を鳴らす良書でした。まだまだ元気なこと、矢先の訃報でした。

西尾勝先生と新藤宗幸先生に共通するのは、アメリカ合衆国の政府間関係や自治についての研究が基盤になつていてことだと愚考しています。私も及ばずながらアメリカ合衆国州と自治体の関係、市民参加について勉強し、その影響を受けて分権や自治への思いを巡らせてきました。その意味で、支えを失つてしまふ衝撃は大きなものがあります。分権改革は道半ばであり、二〇〇〇年分権改革当時の熱気が冷めるどころか、むしろ後退しているのではないかと危惧するところもあります。また、自治についても、それが民主主義の基礎であると言えるのに、果たして進展があるのか心許ないものがあります。両先生の傾けられた分権や自治への意欲を深く受け止め、今後の北海道地方自治研究所の研究・運営を進めて行きたいと強く決意する次第です。

両先生のご業績に思いをはせ、研究所を代表し謹んでご冥福をお祈り申し上げます。